

大分県男性の育児休業取得促進助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備を図ることを目的に、大分県男性の育児休業取得促進助成金交付要領（令和7年3月21日伺定）に基づき、中小企業等に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、事業主に対し男性の育児休業取得に係る職場意識の醸成、社内環境整備に係る取り組みに対し、大分県男性の育児休業取得促進助成金（以下、「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「中小企業等事業者」とは、資本額または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者が300人以下の法人または個人事業主のことをいう。
- (2)「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する労働者が子を養育するためにする休業をいう。
- (3)「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

(交付対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる中小企業等事業者（以下、「交付対象事業者」という。）は、次の各号を全て満たす事業者とする。

- (1) 大分県内に事業所があること。
- (2) 雇用保険の適用事業所であること。
- (3) 就業規則等により育児休業制度についての規定を設けていること。
- (4) 労働基準法等、労働に関する規定を遵守していること。
- (5) おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）に認証されていること。
- (6) おおいたイクボス宣言を行っていること。
- (7) 令和6年4月1日以降に、大分県内の企業等で勤務する男性労働者に対し、子が2歳に達するまでの間に連続5日以上（所定労働日が4日以上）の育児休業を取得させ、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に職場復帰させていること。
- (8) 育児休業を取得した男性労働者に、別記別紙第1により育休体験記を作成させ、社内で啓発していること。

- (9) 男性の育児休業取得促進に向けた取組として令和6年4月1日以降新たに、以下の7つの取組から1つ以上取り組んでいること。

子育てしやすい休暇の充実（新規創設、既存制度の休暇日数の増加） 例）時間単位休暇、看護休暇等	在宅勤務制度の整備 （PC、ソフト購入等を含む。）
子育てしやすい勤務形態の整備 例）短時間勤務、フレックス勤務等	人事制度の見直し 例）上司等の評価への反映、育児休業中のキャリア中断対策等
国の助成金を活用し、育児休業取得者の業務を代替した労働者に手当を交付	国の助成金を活用し、育児休業取得者の業務代替として新規に労働者を雇用
その他、企業独自の取組 例）育児休業取得予定者への研修、育児休業取得者への復帰後研修・復帰支援等	

- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは交付対象外とする。

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

（交付額）

第4条 助成金の交付額は、申請数に応じ、次の各号で算出された額を合算した額とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

- （1）交付する助成金の額は、第3条第1項（7）に規定する男性労働者で、1人目の場合は、交付対象事業主に対し5万円を交付する。
- （2）2人目以降は、その人数ごとに3万円を交付する。
- （3）男性労働者が30日以上育児休業を取得した場合、取得者ごとに3万円を加算する。
- （4）当該年度の交付の上限を20万円とする。

なお、翌年度以降については、前年度に交付を受けた交付対象事業者については上記（2）、（3）を交付し、翌年度の交付額の上限も20万円とする。

（交付の申請）

第5条 交付対象事業者は、大分県男性の育児休業取得促進助成金交付申請書兼請求書（以下、「交付申請書兼請求書」という。）（第1号様式（初回申請用））に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。ただし、既に助成金の交付申請を行っている交付対象事業者については、交付申請書兼請求書（第2号様式（2回目以降申請用））により知事に提出するものとする。

- (1) おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）認証書の写し
- (2) おおいたイクボス宣言書の写し
- (3) 男性従業員が連続して5日以上育児休業を取得し、復帰したことが確認できる書類
(例：出勤簿、タイムカードの写しなど育児休業を開始・終了した日を証明できるもの)
- (4) 育休体験記（別紙第1）
- (5) 第3条第1項（9）の実施した内容が確認できる書類
- (6) 誓約書（別紙第2）
- (7) 常時雇用する従業員の人数が確認できる書類
- (8) 育児休業規定が記載されている就業規則等の写し
- (9) 定款の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

※ ただし、第2号様式による申請の場合は、上記（1）、（2）、（5）、（6）、（7）、（8）及び（9）の添付を省略できる。

- 2 前項の交付申請書兼請求書及び添付書類は、育児休業を取得した男性労働者が職場復帰した日（以下、「職場復帰日」という。）から起算して2か月を経過する日又は職場復帰日が属する年度の3月31日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。
- 3 第5条第1項に掲げる交付申請書兼請求書及び添付書類について、記載事項の変更がある場合は、大分県男性の育児休業取得促進助成金交付申請事項変更届（第3号様式）により、速やかに提出すること。

（交付の決定等）

第6条 知事は、前条に規定する交付申請書兼請求書及び添付書類の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは交付決定を行い、大分県男性の育児休業取得促進助成金交付決定通知書兼額の確定通知書（第4号様式）により交付対象事業者に通知するものとする。

また、不交付となった場合は、大分県男性の育児休業取得促進助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げ・交付辞退）

第7条 大分県補助金等交付規則第7条第1項の規定により、交付対象事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知後15日までに、申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付

決定は、なかったものとみなす。

- 3 申請の取下げ及び交付の辞退を行うものは、大分県男性の育児休業取得促進助成金申請取下げ・交付辞退届（第6号様式）により知事に提出すること。

（交付決定の取消）

第8条 知事は、助成金の交付が決定した事業者（以下、「交付決定事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書兼請求書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）により当該助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- （2）第2条又は第3条の要件を満たさないことが判明した場合
- （3）大分県男性の育児休業取得促進助成金申請取下げ・交付辞退届（第6号様式）により交付の辞退を申し出たとき

（助成金の返還）

第9条 知事は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付決定事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（関係書類の保管）

第10条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を助成金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（書類の提出）

第11条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

- 2 第5条に定める交付の申請については、郵送・持参のほか、電子申請で行うことができる。なお、電子申請による場合は、内容を入力した第1号様式から第6号様式、別紙第1、別紙第2及び添付書類をデータで提出することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。